

公 告

このたび、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により県営松橋地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を変更するための関係市長との協議に当たり、同条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業変更計画の概要に意見のある者は、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により令和8年6月22日までに新潟県知事に意見書を提出することができます。

令和8年5月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画概要書（写し）
- 2 縦覧に供する期間
令和8年5月26日から令和8年6月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
燕市ウェブサイト
- 4 意見書の提出の方法
次のいずれかの方法によってください。
 - (1) 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部へ郵送する。
郵便番号：953-0042
所在地：新潟市西蒲区赤鋤1285番地1
 - (2) 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部庶務課農用地係に持参する。
 - (3) 次の番号にファクシミリで送付する。0256-73-2429
 - (4) 次の電子メールアドレスに送信する。ngt112160@pref.niigata.lg.jp
- 5 その他

県は計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域機関において閲覧等により公表することとしています。県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。

なお、公表の際には住所氏名は公表されません。